

前文

○スポーツの価値 ○条例制定の背景

第一章 総則

第一条 目的

「県民の心身共に健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与」

第二条 定義

○本条例の主要な用語について定義するもの

第三条 基本理念

- 1 県民の生涯にわたる自主的かつ主体的なスポーツ活動の推進
- 2 青少年の運動能力の向上及び豊かな人間性の向上
- 3 障がいのある人の自主的かつ主体的なスポーツ活動の推進
- 4 スポーツ選手の競技水準の向上
- 5 スポーツにおける健全性等の向上
- 6 スポーツ活動における安全の確保
- 7 県民の心身の健康の保持増進
- 8 スポーツを通じた地域社会の活性化
- 9 スポーツに係る国際的な交流の推進

責務、役割

第四条 県の責務

・スポーツの推進に関する施策の策定、実施

第七条 スポーツ団体の役割

・スポーツの普及及び競技水準の向上

第五条 スポーツ選手等の役割

・スポーツにおける健全性等の向上

第八条 事業者の役割

・県及び市町村が実施する施策への協力

第六条 指導者の役割

・スポーツ指導を行う上で必要となる知識及び技能の向上

第九条 国、市町村との連携

・国、市町村、県民、スポーツ団体及び事業者との連携促進と相互の連携促進

第二章 推進計画

第十条 推進計画

第十一条 福岡県スポーツ推進審議会

第三章 基本的施策

第一節 スポーツ活動の推進

第十二条 県民参加の促進

第十三条 生涯にわたるスポーツ活動の推進

第十四条 幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進

第十五条 学校におけるスポーツ活動の推進

第十六条 高齢者のスポーツ活動の推進

第十七条 女性のスポーツ活動の推進

第十八条 障がいのある人のスポーツ活動の推進

第十九条 健康の保持増進

第二節 スポーツを推進する人材の育成

第二十条 スポーツ選手の育成

第二十一条 指導者の育成等

第三節 スポーツを推進する環境づくり

第二十二条 スポーツ施設の整備等

第二十三条 スポーツに関する情報の提供

第二十四条 スポーツにおける健全性等の向上

第二十五条 スポーツ活動における事故の防止等

第四節 スポーツを通じた地域振興

第二十六条 スポーツを通じた地域間交流の促進等

第二十七条 スポーツを通じた地域経済の活性化

第二十八条 スポーツを通じた国際交流の推進

第四章 雑則

第二十九条 表彰

第三十条 財政上の措置